

令和8年度徳島県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて（県外に在住の方）

県外に在住の方が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項に基づく登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けようとする場合の手続きは次のとおりです。

1 狩猟者登録申請書の提出先

名 称	一般社団法人徳島県猟友会
住 所	〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地
連絡先	電話：088-623-1617 ファクシミリ：088-623-1618

2 受付期間

令和8年10月1日（木）から開始します。

ただし、10月15日（木）までに申請書が徳島県猟友会へ到着しないときは、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。

なお、都道府県猟友会に所属している方は、各都道府県猟友会において会員の申請を取りまとめ、一括して申請している場合があります。詳細は所属する各都道府県猟友会にお問い合わせください。

3 全ての申請に必要な提出書類等

提出書類	必要数	備 考
(1) 狩猟者登録申請書	猟法ごと1部	別紙のとおり
(2) 狩猟免許	1部	次のいずれかの書類 ア 狩猟免許原本 イ 登録用として再交付を受けた狩猟免許 ウ 一般社団法人大日本猟友会の会員である各都道府県猟友会会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免許の写し
(3) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件を申請者が備えていることを証する書類	1部	次のいずれかの書類 ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類 イ 損害保険会社の損害保険契約（保険金額が3,000万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したものに限る。） ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を証する書類
(4) 写真	申請書用：猟法ごとに1部 狩猟者登録証用：1部	登録申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
(5) 住民票または運転免許証等の写し	1枚	住所地を確認できる書類を提出。
(6) 狩猟者登録申請書送付書	1部	別添様式4のとおり

4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類等

狩猟税の減免対象者は次のとおりです。減免措置を受ける場合は、「3 全ての申請に必要な提出書類等」に加え、必要な書類を提出してください。

区 分	必要数	提出書類
(1) 対象鳥獣捕獲員※	1 部	対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書（徳島県内市町村長が交付するもの）（別記様式） ※「対象鳥獣捕獲員」…鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち、主として対象鳥獣（特措法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣をいう。）の捕獲等に従事することが見込まれる者として徳島県内の市町村長に指名され、または任命された者のこと。
(2) 狩猟者登録の申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者※が、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において実施する当該許可に係る捕獲等に従事した者	各1部	次の全ての書類 ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（様式16の2） ウ 認定鳥獣捕獲等事業の実施を受託したことを証する書類（委託契約書の写し等） エ 上記事業に従事した際の従事者証の写し ※「認定鳥獣捕獲等事業者」…法第18条の2に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、法施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者のこと。
(3) 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者	1 部	次のいずれかの書類 ア 許可証の写し（許可証の報告欄に当該許可に係る捕獲等の場所、鳥獣の種類、捕獲等をした数量、処置の概要及び備考欄に捕獲等をした日を記載すること。） イ 許可証に準ずる書面兼捕獲等の結果の報告を記載した書類に準ずる書類で許可権者（市町村長等）が証明した書類（別添様式1）
(4) 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣の管理の目的で法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者	各1部	ア及びイの全ての書類又はウの書類 ア 従事者証の写し イ 従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した日付、場所、鳥獣の種類、捕獲等をした数量、処置の概要を記載した書類（別添様式2） ウ 従事者証に準ずる書面兼従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類で許可権者（市町村長等）が証明した書類（別添様式3）

(5) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者又は同項第 9 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者	各 1 部	次の全ての書類 ア 狩猟税の申告書 イ 住所地の市町村長による非課税証明書
(6) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者又は同項第 9 号に規定する扶養親族に該当する者であって、農業、水産業又は林業に従事している者	各 1 部	次の全ての書類 ア 狩猟税の申告書 イ 住所地の市町村長による非課税証明書 ウ 農林水産業に従事していることを明らかにした書面

5 申請手数料及び税金

(1) 狩猟者登録手数料

申請する猟法 1 種類につき、1,800 円分の徳島県収入証紙を必ず申請書の所定の欄に貼付してください。

※徳島県猟友会が銀行振り込みの確認後、申請書に徳島県収入証紙を貼付します。

(2) 狩猟税

ア 狩猟税が課税される場合の金額

県税条例第 79 条の 3 の規定により、区分に応じた狩猟税を納付する必要があります。

なお、次のいずれかに該当する者は、狩猟税が 1/2 に減額されます。（「特例の場合」の狩猟税を適用）

※徳島県猟友会が銀行振り込みの確認後、徳島県県税局へ納付します。

(7) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣の管理の目的で法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者

(4) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣の管理の目的で法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において当該許可に係る捕獲等をした者

区 分			通常の場合	特例の場合
網 猟 又 は わ な 猟	①	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、②及び③に掲げる者以外の者	猟法 1 種類につき 8,200 円	猟法 1 種類につき 4,100 円
	②	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者	猟法 1 種類につき 5,500 円	猟法 1 種類につき 2,700 円
	③	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であって、農林水産業に従事している者	猟法 1 種類につき 5,500 円	猟法 1 種類につき 2,700 円

第一種銃猟	④	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、⑤及び⑥に掲げる者以外の者	16,500 円	8,200 円
	⑤	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者	11,000 円	5,500 円
第一種銃猟	⑥	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であって、農林水産業に従事している者	11,000 円	5,500 円
第二種銃猟	⑦	第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者	5,500 円	2,700 円

イ 狩猟税の課税が免除される場合

次のいずれかに該当する者は、狩猟税は課税されません。

- (ア) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者が、鳥獣の管理の目的で法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証を受けて、徳島県内において実施する当該許可に係る捕獲等に従事した者
- (イ) 徳島県における鳥獣被害防止特措法の対象鳥獣捕獲員

6 狩猟者登録申請の手続き

狩猟者登録申請は、原則、都道府県猟友会が会員の申請書を取りまとめ、一般社団法人徳島県猟友会へ提出してください。

なお、個人で申請する場合は、必要書類を全て準備し、あらかじめ一般社団法人徳島県猟友会に電話連絡した上で必要書類を送付してください。

7 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料の納付先は、一般社団法人徳島県猟友会とし、納付方法は下記口座への銀行振込みとしてください。

※振込手数料は、申請者にてご負担ください。

(銀行名) 阿波銀行 かちどき橋支店
 (口座番号) 普通預金 1081767
 (口座名義) 一般社団法人徳島県猟友会 会長 久川 治次郎

8 狩猟者登録の交付等

(1) 交付

狩猟者登録証は、10 月 15 日までに都道府県猟友会において一括して申請された方は、初猟日（11 月 15 日）までに、原則、各都道府県猟友会を通じ、狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図が送付されます。

なお、個人で申請された方で 10 月 15 日までに申請書が到着しない場合は、初猟日までに狩猟者登録証の

交付ができない場合があります。

また、狩猟者登録証及び狩猟者記章並びに鳥獣保護区等位置図等の送付は着払いとします。

(2) 返納

狩猟者登録証及び出猟カレンダーは、各都道府県猟友会等都道府県単位で取りまとめの上、狩猟期間が満了した日から 30 日以内に返納をお願いいたします。

なお、個人で申請された方は、狩猟期間が満了した日から 30 日以内に、徳島県農林水産部鳥獣対策課（〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1-1）へ返納をお願いいたします。

9 その他

- (1) 申請書に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）がある場合は登録証の交付ができない場合があるので、十分注意してください。なお、文字は楷書で明瞭に記載してください。
- (2) 原則として都道府県猟友会の一括申請とし、別紙様式「狩猟者登録申請書送付書」を添付してください。
- (3) 登録証の交付については、申請書の受付順に行います。また、申請書の審査に相当の処理時間を要するので、原則として申請日での当日交付は行えません。
- (4) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (5) イノシシ及びニホンジカについては、狩猟期間を延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとしていることに留意してください。
- (6) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第 700 条の 57 を適用される可能性があることに留意してください。
- (7) 本県においては、野生イノシシへの豚熱感染が確認されたため、豚熱感染確認区域を設定しており、当該区域内で狩猟を実施される場合は、防疫措置の徹底をお願いしています。

豚熱感染確認区域や防疫措置の詳細につきましては、県ホームページ「【狩猟者のみなさまへ】豚熱の感染拡大防止について」を御確認ください。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7208158/>)